

平成22年度第3回税制調査会議事録

日 時：平成22年10月6日（水）17時00分～

場 所：内閣総理大臣官邸大ホール

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催します。

内閣改造に伴い、税調委員にも変更があります。新たな委員名簿を資料2として配付しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

今回より、新たに経済財政政策担当大臣が会長代行となり、民主党の政調会長代理、税制改正プロジェクトチーム座長、国民新党政務調査会長及び内閣官房参与にオブザーバーとして参加いただくこととしております。

また、税と社会保障の抜本改革調査会からもオブザーバーとして参加いただく予定ですが、現在調整中ですので、後刻決まり次第、追加いたします。

それでは、まず、税制調査会の再開に当たり、菅内閣総理大臣よりごあいさつを賜ります。

○菅内閣総理大臣

それでは、座ったままあいさつをさせていただきます。

この税制調査会の再開に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の政権交代の後、政治家だけで税制を決めるという、まさに政治主導の名にふさわしい新たな税制調査会が発足してから、ちょうど1年が経過しました。その間、私自身も会長代行、そして会長として、平成22年度税制改正大綱のとりまとめなどに参画をいたしました。

本日、平成23年度の税制改正作業の言わば「進水式」を迎えるに当たり、委員各位には、改めてこの調査会をつくった原点に立ち戻って、あるべき税制に向け、しっかりした議論をしていただきたいと思っております。

私の内閣になってから、御存知のように党の政策調査会を復活させました。その政調の中に、中野寛成先生に会長をお願いする税制改正PTができたとお聞きしております。ここと十分に連携しながら議論を進め、この税調で方針を決めていただきたいと思っております。

平成22年度税制改正大綱では、公平、透明、納得の基本的な考え方の下、納税環境整備や所得税の再分配機能の回復を始めとして、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革の方向性を示しました。この答申で示された課題に加え、来年度改正では三段構えの経済対策の一環として、法人課税の見直しなどが課題となっています。そのほか、来年度税制改正に向け、課題を整理し、しっかりと議論して、結論を得ていただきたいと思っております。

もう一つ、社会保障改革という大きな課題があります。社会保障改革の全体像について、必要とされるサービスの水準、内容を含め、国民にわかりやすい選択肢を提示した上で、その財源をどう確保するか、消費税を含む税制全体の議論を一体的に行う必要があります。そのため、政府与党で社会保障改革の全体像を検討する場を設け、野党とも意見交換ができればと考えております。税制調査会はこの動きと緊密に連携をとりながら、税制面からサポー

トし、税制抜本改革のビジョンの策定に向けた議論を進めていただきたいと思います。

なお、本日も越えさせていただいている神野委員長の下に専門家委員会が存在しており、本年6月に議論の中間的整理をまとめていただきました。今後更に税目ごとの論点の深掘りを進めていただくほか、国際連帯税を含む国際課税などについても御議論をいただいています。こうした専門家委員会の成果も取り込みながら、税調の議論を深めていただきたいと思います。

これからはそれぞれ忙しくなることと思いますが、会長である野田財務大臣を中心に、真に国民のためになる税制の実現に向けて、精力的に調査、審議をいただくよう、お願い申し上げます。

かなり長いあいさつになりましたが、税制は言うまでもなく、財政と並ぶ最も重要な課題でありますので、それぞれの立場、特に今年からは政府税調と党の政調会との関係、これは他の政策でもそうですが、結果としては、多くの国民の意見を、党を通して内閣の政策に反映させるということで、是非税の分野においてもそのことが実現するよう、よろしくお祈りを申し上げて、私のあいさつとします。

よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

総理、ありがとうございました。

続きまして、野田会長、片山会長代行、玄葉会長代行、海江田会長代行よりごあいさつをいただきます。

○野田財務大臣

私も座ったまま失礼させていただきます。

本日から、菅直人改造内閣における最初の政府税調の議論のキックオフということになりました。改めて、政府税調会長を務めさせていただきます野田でございます。皆様の御協力を心からお祈りしたいと思います。

この23年度改正の議論においては、もう既に平成22年度の税制改正大綱等で大体宿題は出ています。このホームワークをきちっとやると同時に、先ほど総理直々のごあいさつの中にも出ていましたとおり、社会保障全体の改革と合わせた税のあり方という大きな命題もございます。

こういう議論をこれから精力的に行っていきたいと思いますが、今回は党の政調の中で、オブザーバーとして、城島政調会長代理、この度つくられた税制改正PTの座長の中野寛成先生、また、民主党だけではなくて、同じ与党として国民新党からは亀井政調会長にも御参加をいただくということでございますが、こういう与党の御議論もよく踏まえて、加えて、今日は神野先生がお見えでございますが、専門家委員会では、これからより一層様々な税目について深掘りの議論をしていただきます。こういう議論も参考にしながら、政府税調の議論を進めていきたいと思っております。

改めて確認をさせていただきますが、最終的な調査、建議、そして決定というのは政府税調でございます。これらの意見を参考にしながら、あくまでも政府税調で最終的には決定を

していきたいと思えます。

どうしてもなかなかこの本会合でまとまらないという時があります。その際は、企画委員会の中で、玄葉大臣、片山大臣、海江田大臣の3人の会長代行の皆さんと御相談をしながら方向性を出させていただいて、その方向性を改めてこの本会合でお諮りをする。そういう段取りをこれから行っていきたいと思っている次第であります。

なお、平成23年度の税制改正については、各府省から要望をいただくに当たりまして、7月27日の閣議で私から、平成22年度税制改正大綱、財政運営戦略等を踏まえ、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則や租税特別措置の厳格な見直し等についてのお願いをいたしました。8月末に各府省から、税制改正の要望をいただいたんですけども、残念ながら多くの府省において減収に見合う財源確保の提案はなされていません。

ということで、委員各位におかれましては、改めて要望の一層の見直しと、財源確保策について御提示をいただきますようお願いをしたいと思います。8月末に要望を出していただいたときの副大臣と政務官は入れ替わっておりますので、その意味では、皆さんに改めて御期待を申し上げたいと思えます。

「税は国家なり」という言葉があります。まさにタックスはネーション・ステートの基本です。そのネーション・ステートの基本をまさにステーツマンとして皆さんと精力的に御議論をいただきたいと思えます。

今週末にG7等の国際会議でワシントンに行きますので、珍しく得意の英語を使ってしまいましたけれども、皆さんとこれから活発な議論をしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

片山会長代行、お願ひします。

○片山総務大臣

このたびの内閣改造で総務大臣を拝命いたしました片山です。どうかよろしくお願ひいたします。

私の方は主として地方税の方を担当させていただきますけれども、もとより政府税調は例えば地方税ですと、地方税の税体系はどうあるべきか、所得、消費、資産の体系はどうあるべきかとか、当面する主要課題について地方税としてどうあるべきかということとともに、年度改正、先ほど財務大臣がお話になりました特例も地方税にありますので、そういうものを処理していかなければいけないという課題が縷々ございます。

それは精力的にやっていきたいと思えますが、この際一つお願ひを申し上げておきたいのは、民主党内閣の地域主権改革の中での地方税のあり方という面についても少し光を当てていただきたいと思っております。どういうことかと言いますと、地域主権改革というのは、地域のことは基本的に地域で決める、地域の住民の皆さんが責任を持って決めるということでありまして。現行の地方税制度を見ますと、率直に申し上げまして、国が関与する部分

が非常に多くて、勿論、基本的な部分は国が関与することは当然でありますけれども、例えば特例の細部にわたってまで国が関与しているというような面がありますので、こういうものをなるべく地域主権改革の文脈の中で、その関与を外していくということが必要だろうと思います。これが一点であります。

もう一つは、先ほど財務大臣から税は国家なりという言葉がありました。実は地方自治の文脈で言いますと、税は自治の原点であります。自治体が地域で仕事をする、そのための費用をどうやって分担していくか。これが実は地方税の基本であります。

そういう意味で言いますと、今の地方税の体系は非常に税率が固定しているのは、税は自治の原点というところと少し離れております。勿論これは一挙に解決はできませんけれども、そういう一種の自治の原点を念頭に置きながら、地方税のあり方というものもこれから地域主権改革の中で考えていきたいと思っておりますので、是非少し新たな観点も付け加えていただいて、この政府税調の論議を進めていただければと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

続いて、玄葉会長代行、お願いします。

○玄葉国家戦略担当大臣

私は2つの立場で政府税調に参加をさせていただきます。

1つは国家戦略担当大臣という立場であります。つまり税財政の骨格について、企画、立案、調整をするという役割が国家戦略担当大臣にはありますけれども、そういう意味では中長期的な税制のあり方を展望しながら、毎年度の税制改正に臨んでいきたいと考えております。なお、総理もいらっしゃいますけれども、国家戦略室のあり方についての最終調整をしております。戦略室を強化するという方向で今、検討をしているところでございます。

同時に政策調査会長という立場で、言わば党と政府をつなぐ役割も果たさなければならぬと考えております。言わば提言を党からさせていただく。その提言は今日何度も御紹介をされていますけれども、中野寛成PT座長、衆議院の前副議長でありますけれども、中野先生の下で今、精力的に議論をしていただいている。オブザーバーとして中野先生、城島政調会長代理にも毎回御出席をいただくということになります。

また、もう一つ申し上げなければいけないのは、先ほど総理の方から税と社会保障の抜本改革の話がありましたけれども、民主党の中で税と社会保障の抜本改革調査会というものをつくりました。藤井元財務大臣が会長、小沢鋭仁前環境大臣が会長代理ということでつくりましたので、毎年度の年度の税制改正は中野PTで、いわば将来の社会保障の姿を含む税制の抜本改革は藤井調査会で、こういう分担で議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

今年は法人課税の問題、あるいはこれまでは出ませんでしたけれども、温対税の問題などがございます。本当に精力的にしっかりと、地に足の付いた議論をしなければならない

と思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

続きまして、海江田会長代行、お願いします。

○海江田内閣府特命担当大臣

経済財政政策担当大臣の海江田万里でございます。本来でしたら最初のごあいさつですから、起立をしてごあいさつをすべきところでございますが、皆様着席でございますので、私も着席の御無礼をお許しいただきたいと思っております。

今、種々お話がございましたけれども、やはり税は国の基、国の礎でございますので、私もこれまで自分なりに勉強してきたところでございますが、いよいよ政府の税制調査会の会長代行に任せられましたので、その蓄積をしっかりと活かしていきたいと思っております。

特に私は9月9日の第1回新成長戦略実現会議にも参加をさせていただきましたが、その中で菅総理から、雇用を中心とした成長戦略をしっかりと固めよう。その中でそうした成長に資する税制のことについても考えていこうという発言がございました。これに重点を注ぎたいというところが一つでございます。

また、今日の政府税調の総会でもお話がございましたけれども、この社会保障改革全体像について、社会保障に必要な財源をどう確保するか、この点について、税制の改革と一体的に議論をしていこうということでございますので、この点もしっかりとこの場で議論をしていきたいと思っております。

年末に向けて大変忙しい、あるいは、大変会議の回数が多い税制調査会だと承っておりますが、私も微力ではございますが、本当にいい税制改正の内容ができますように尽力をしたいと思っております。どうぞよろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラの皆さんは御退室をお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

○五十嵐財務副大臣

総理はこの後、御予定がございましたので、ここで退席されます。

○菅内閣総理大臣

では、よろしく申し上げます。

(菅内閣総理大臣退室)

○五十嵐財務副大臣

本日の議題に先立ちまして、内閣改造後、初めての会合でございますので、会議の運営について確認させていただきたいと思っております。

まず税調における意思決定方法につきましては、先ほど会長からもお話がありましたが、

昨年同様、次のようにしたいと思います。

1、税制調査会としての意思決定に当たっては、全体会合における委員のコンセンサスが得られるよう最大限の努力を行うこととします。

2、税調全体会合において議論がまとまらない場合には、企画委員会において議論を行い、会長及び会長代行が協議の上、方向を定め、税調全体会合で確認します。なお、この企画委員会には必要に応じて関係する副大臣が出席することもあることといたします。

次に税調における議事進行につきましては、委員間での質疑の時間を十分に確保するよう運営したいと考えておりますが、審議を効率的に行う観点から、制度概要や経緯など事実関係等の説明につきましては、適宜事務方から説明させることとしたいと考えております。

税制調査会の定例日は、昨年に引き続き、当面、火曜、木曜とし、金曜を予備日といたします。国会開会中でございますので、午後5時以降の開催が多くなると思われますが、あらかじめ御承知置きください。

以上につきまして、御意見や御質問があればどうぞ。ございませんでしょうか。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。まず23年度の検討課題につきまして、尾立財務大臣政務官より御説明いたします。

○尾立財務大臣政務官

よろしくお願ひいたします。

今後の税制改正に関しましては、お手元の資料4、横書きのものでございますが「検討課題」と題してございます。この資料にありますとおり、平成22年度税制改正大綱、新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策、財政運営戦略、地域主権戦略大綱等において検討課題が示されております。

資料の1、2ページのとおり、平成22年度税制改正大綱においては第3章において主要課題ごとの改革の方向性を示しており、その中で（注）に掲げてある項目については23年度の検討課題と明記されております。詳しくは22年度税制改正大綱の第3章、第4章のうち検討課題、第5章を参考資料として付けておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。具体的な検討課題を簡潔に御紹介いたします。

納税環境整備については、納税者権利憲章の制定、国税不服審判所の改革など。

個人所得課税については、税率構造の改革、給与所得控除の見直し、成年扶養控除や配偶者控除の見直し、いわゆるオーナー会社に関わる「二重控除」問題、金融証券税制、個人住民税における控除のあり方など。

法人課税については、課税ベースの拡大と法人税率の見直しなど。

国際課税については、企業活動活性化のための税務執行ルールの明確化・適正化など。

資産課税については、格差是正の観点から相続税の課税ベース、税率構造の見直しなど。

消費税については、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含めた検討。

個別間接税については、健康に配慮した税制や地球温暖化対策税など、地球規模の課題に

対応した税制の検討。

市民公益税制については「新しい公共」の役割の重要性が増していることにかんがみ、改革に向けた検討。

地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方については、国・地方税財源配分のあり方の見直し、地方消費税の充実など、偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築といった課題が示されております。

次に資料の3ページでは、新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策の税制関連部分を抜粋しております。

対策においては、法人実効税率の引下げについては、課税ベースの拡大等による財源確保と併せ、23年度予算編成・税制改正作業の中で検討して結論を得る。

1つ目に、新成長戦略の実現、特に「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点からの有効な税制措置。

2つ目に、企業の環境関連の設備投資・技術開発等の税制措置の具体化を図るため、税制調査会に雇用促進税制等の検討を行うプロジェクトチームを設置し、早急に議論を開始することとされております。

資料の4ページでは、税制抜本改革に関連する記述を抜粋しております。

平成22年度税制改正大綱では「税制調査会は、専門家委員会のこうした助言を受けながら、内閣官房国家戦略室とも連携しつつ、歳入・歳出一体の改革が実現できるよう、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして、工程表を作成し、国民の皆様にお示しします」とされています。

また、財政運営戦略では「個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする」とされています。

地域主権戦略大綱では「国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す。社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する」とされています。

なお、平成21年度税制改正法の附則104条では、税制抜本改革について、①として平成23年度までに必要な法制上の措置を講じることを政府に義務付けるとともに、②として第3項において、各主要税目に関する改革の基本的方向性を規定しております。

以上、これまでに示されている検討課題について簡単に御紹介しましたが、平成23年度の税制改正につきましては11月以降、相当な時間をかけて審議していくこととなります。23年度税制改正に関わる主要な検討事項につきましては、改めて提起させていただきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。以上の説明につきまして御質問・御意見等があれば、どうぞお

願いいたします。

ございませんようでしたら、次に進みます。

次に、税調の各P T及び専門家委員会の今後の進め方について御説明いたします。

まずP Tにつきましては、納税環境整備P T、雇用促進税制等P T、租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するP T、市民公益税制P T、この4つのP Tについて、それぞれ設置趣旨及びメンバー等を資料5として配付しております。今後、各P Tにつきましてお手元の資料のとおり進めていくこととしたいと思います。

次に、専門家委員会の今後の進め方について御説明いたします。平成22年度税制改正大綱におきまして、税制調査会は、今後、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして工程表を作成し、国民の皆様にお示ししていくこととしております。このため、本年2月より専門家委員会において、80年代以降の内外の主な税制改革の総括や税制抜本改革を進める上での課題等について御議論いただき、本年6月に神野委員長より税制調査会に対し議論の中間的な整理を御報告いただいたところでございます。

今般の税制調査会の再開に際しまして、専門家委員会におきましても議論を再開し、更に税目ごとの論点の深掘りを行っていただくこととしたいと思います。

次に、今後の税制改正の審議の進め方についてでございます。

まず、各省庁からの改要望について申し上げます。各省庁は、各部門会議から提出された要望及び重点要望を精査し、必要があれば10月15日までに改要望を提出することとされております。

また、9月10日の経済対策においては、1つ目として、新成長戦略の実現、特に雇用を機軸とした経済成長を推進する観点からの有効な税制措置、2つ目として、企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制措置を平成23年度改正において講ずることが示されています。

このため、関係省庁におかれては、雇用促進税制や環境関連設備投資等を推進するための税制措置についても、既に提出されている要望も踏まえつつ、10月15日までに改要望を提出していただくよう、お願いをいたします。

なお、財政運営戦略においては、新たに減収を伴う税制上の措置については、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施するペイ・アズ・ユー・ゴー原則を基本とされています。しかしながら、8月末の要望段階では法人税率の引下げ要望に対する見合い財源の提示がないなど、多くの府省の要望において減収に見合う財源確保の提案がなされておられません。委員各位におかれては、今回の改要望を含め、減収に見合うしっかりとした財源確保の提案を併せて行っていただきますよう、お願いをいたします。

次に、現時点での大まかなスケジュール案について資料8を配付しております。

各P Tや専門家委員会の議論は、早急に開始していきたいと思っております。

次に各府省からの税制改正要望につきましては、10月15日までに必要に応じ改要望を提出いただき、その後は党からの重点要望も踏まえ、一次査定案、二次査定案の審議を経て、

12月初旬には結論を出していきたいと思います。その過程では昨年同様、政務官レベル、副大臣レベルの随時調整協議を行っていききたいと思います。

次に23年度税制改正の主要事項につきましては、11月中旬ごろから審議を行い、党からの提言も踏まえ、結論を出していきたいと思います。

こうした審議を経て、23年度税制改正大綱は12月中旬のとりまとめを目指していきたいと思います。

以上、今後の進め方について何か御意見があれば、どうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。

次に、控除廃止の影響に係るPTの報告書につきまして、報告書のとりまとめに当たられた小川前総務大臣政務官から御報告をお願いいたします。

○小川前総務大臣政務官

恐れ入ります。前任者の立場から、控除廃止の影響についてのとりまとめ結果を御報告させていただきます。

平成22年度の税制改正におきまして、子ども手当の創設に伴う扶養控除の廃止、年少部分でございます。加えて高校の無償化に伴いまして、特定扶養控除の上乗せ分の廃止、以上の大変大きな制度改正が行われております。

この影響が来年の所得税から出てまいるわけでございますが、これをそのまま放置をいたしますと、国民健康保険税や保育料といった税額を基準に料金体系を決めているものに直ちに影響してしまうということでございます。その影響をいかに遮断するかあるいは緩和をするかというのが、このPTの抱えた課題でございます。

資料は概要版で御説明させていただきます。資料9の1ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、そもそもこうした税額を利用している社会保障制度でございますが、全部で41制度ございました。そのうちIでございますが、税額に応じて料金を設定している制度が33制度、保育料を始めとした諸制度がございます。

IIといたしまして、税法上の、例えば特定扶養親族などの定義を引用して、さまざまな料金体系を定めている制度、これが8制度ございました。この2つについてそれぞれ検討を進めたわけでございます。

2ページでございます。2月にPTの1回目を開催し、8月まで全部で5回にわたって検討を進めた結果、まず、最初に検討すべき対応方針として、左上にございます第1方式、そもそも税額を活用しない方式に移行することができれば、今後も含めて税制改正の影響をいちいち受けることがなくなるわけございまして、国民健康保険税等、そもそも税額を活用しない第1方式への移行を一義的には、それぞれで検討するということになりました。

しかしながら、社会福祉政策を始めとして、よりきめ細かに世帯の状況等を反映する必要がある制度がございます。この場合には、第1方式によることは難しいと考えられますので、

第2方式、真ん中左側でございます、簡便な調整方式と名付けさせていただきましたが、例えば公営住宅の使用料等、世帯構成に応じて独自に負担額を調節、税額をそのまま引用するのではなく、税額を世帯構成に応じて独自に算定し直すと、簡便な形でし直すことを想定いたしております。これによりまして、ほぼその影響をそれぞれの制度で遮断することができるということで、2番目にこの方式を推奨したいと思っております。

最後にいずれの方式にもよることが難しい場合、第3方式とございますが、モデル世帯方式、夫婦子二人の、いわゆる標準世帯を前提にモデルを設計し直すことで、保育料等の上限を回避する方式でございます。ただ、この方式は、1つ非常に心配される点がございます。過去の税制改正は、おおむねこの第3方式によったわけですが、今回の制度改正は、そもそも扶養親族、子どもがいる家庭の負担を和らげるための改正であるにもかかわらず、このモデル世帯方式を取りますと、扶養する子どもが多ければ多いほど、逆に保育料を始めとした料金負担が上がってしまうという、そもそもの制度改正と矛盾する影響を及ぼしてしまう。したがって、できれば、この第3方式は避けたいというのがPTとしての結論でございます。

結論でございますが、3ページは留意点ございまして、最後に4ページをごらんいただきたいのですが、ただいま申し上げました41制度をすべて個別に、PTの中で各省の政務官を中心に検討を進めた結果、第1方式によるべきものが①とございます。

そして、原則として簡便な調整方式、第2方式によるものについては②と記載いたしております。ただ、残念ながら、これから具体的な検討が各省で行われるわけですが、どうしても第1、第2方式により難しい場合は、括弧として第3方式ということで、それぞれの制度に現時点での方向づけを行っております。

以上がPTでの検討の概要でございます、新任の皆様の総会におきまして、是非とも御承認をいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何か御意見があれば、どうぞお願いいたします。

厚生労働副大臣。

○小宮山厚生労働副大臣

一言だけ申し上げたいと思いますが、この第3の方式というのは、あまり取らないということで、それは結構なんです、もともとモデル世帯を夫婦子二人としているところが、現状に全く合っていないということは、党側からも再三指摘しているところなので、これをモデル世帯とすること自体が問題だと思っております。

以上です。

○小川前総務大臣政務官

御趣旨は本当に十分踏まえたいと思っております。過去の制度改正と含めて、便宜上こういう取扱いにしておりますが、それも含めて諸制度、各個別の制度の中で御検討いただきました

と思います。

○五十嵐財務副大臣

十分わかっております。名づけ方が悪いということがあるのかと思います。配慮してまいりたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

なお、本報告書につきましては、本日の税制調査会終了後、対外的に公表することとさせていただきますと思います。

次に、専門家委員会の納税環境整備に関する論点整理につきまして、とりまとめの労を取っていただきました神野専門家委員会委員長及び三木納税環境整備小委員会座長から御報告をお願い申し上げます。

○神野専門家委員会委員長

専門家委員会で委員長を務めさせていただいております神野でございます。よろしく願いいたします。

お手元に配付してございます資料 11 です。「納税環境整備に関する論点整理」をおめくりいただければと思います。

私の方からは、この報告書をまとめるに当たっての議論の経過及び報告書の概略、体裁などについて簡単に御紹介させていただいて、次いで三木座長の方から内容について御説明をいただくということにさせていただきたいと思っております。

まず、これまでの議論の経過でございますが、これは「はじめに」という 1 枚目のところをちょっと目を通しながらお聞きいただければ幸いです。

昨年の 12 月 22 日閣議決定いたしました平成 22 年度税制改正大綱で掲げられております納税環境整備の課題です。これは、そこでございますように、納税者権利憲章の制定、国税不服審判所の改革、それから社会保障・税共通の番号制度の導入、これが 3 本柱になっておりますが、この納税環境整備の課題につきまして、専門的、実務的見地から検討を行うため、専門家委員会の下に納税環境整備小委員会が設置されました。

この小委員会では、三木座長の下に 10 回に及ぶ会合を開催するなど、精力的に議論を積み重ねられ、小委員会として検討の結果を 6 月 11 日にとりまとめたところでございます。

それを受けまして、専門家委員会におきましても、更に議論を重ね、各委員から提出された意見などを踏まえて、9 月 14 日に専門家委員会として論点整理をまとめた次第でございます。

以上が経過でございますが、次に、概略と体裁について御説明をさせていただきます。

2 ページ目から具体的な内容を書いてございますが、四角囲いで囲んでいるところに、議論の概略及び現時点での議論の到達点をまとめてございます。簡単にいけば、ここだけ読んでいただければ、おおよその概要がつかめるということになっております。

更にその囲み囲みの下に、それとは別に委員会におきまして提出されました各委員会から

の意見を中心に整理して掲げております。

これは、委員会におきましては、納税者の権利利益を保護することを重視するということが公平、透明、納得の税制を実現する上で重要だという考え方では一致していたと考えておりますけれども、その背後理念や見直しの方向性などについては、必ずしも各委員会で、各委員の意見の一致をしていなかったところもございます。

私ども専門家委員会は、あくまでも税制調査会のスタッフでございますので、意見が一致しなかった部分についても、今後、税制調査会、こちらの方で具体的な検討をする際に、どのような論点があり、どのような考え方があるか、そして、どのような選択肢があるのかということを示すということも私ども専門家委員会及び小委員会の重要な役割であると考えてまして、各委員から出された意見につきまして、それを整理して掲げているということでございます。

なお、老婆心ながらというのは変ですが、この部分においては意見の順番や記述の分量、これは専門家委員会、小委員会として何ら価値観を含んだ方向性を示すものではありませんので、この旨、前文でも明らかにしております。

私からの報告は以上にとどめまして、引き続き内容につきまして、小委員会の三木座長から簡単な御紹介をさせていただきます。

○三木納税環境整備小委員会座長

納税環境整備小委員会の座長を務めさせていただいております、三木でございます。今、神野委員長から説明のありました資料11の「納税環境整備に関する論点整理」の内容につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

この論点整理は、平成22年度の税制改正大綱の項目に沿って記載しております。

具体的には、1番目に納税者権利憲章の制定、2番目に国税不服審判所の改革、3番目に番号制度に大別することができます。

まず、1番目の納税者権利憲章につきましては、納税者の税制に対する信頼・理解を得るという観点から、これは早急に制定すべきであるという点では、意見の一致をみております。ただ、憲章の位置付けや記載内容等につきましては、さまざまな意見がございました。小委員会の後、専門家委員会の方では、納税環境の整備に当たっては、納税者の権利保護と課税の公平・適切なバランスを図ってほしいという趣旨の意見なども多く出されたところでございます。

次に、その他の税務手続上の課題といたしまして、税務調査における手続や課税庁が処分を行う際の理由付記、さらには更正の請求の期間のあり方をどうするかといった課題がございました。

このうち、まず税務調査につきましては、これまで手続法制がありませんでしたので、その手続をきちんと法制化すべきであるということ。

課税処分の理由付記につきましては、原則としてこれを行うべきであるということ。

更正の請求期間、これは過大に申告してしまった場合に、それを是正する権利であります

が、現行は1年間でございます。実務上、嘆願という非公式的な慣行がございますので、これを解消するという観点から、課税庁が税額を増減できる期間と、納税者が税額を増減できる期間とを基本的に一致させるべきではないかといった点について、委員の意見の一致をみているところでございます。ただ、具体的な見直しの方向性については、様々な意見がございました。

次に、国税不服審判所の改革の問題につきましては、大綱においても行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ検討することとされているところですが、この委員会の議論におきましては、国税不服審査手続について、まず1番目に、現行の異議申立、審査請求という二段階の不服申立前置の仕組みについては、これを改めるべきであるという点においては意見の一致をみました。しかし、その具体的な見直しの方向性については、これについても様々な意見がございました。

この点について、専門家委員会の方では、訴訟の前の時点で、可能な限り納税者の簡易・迅速な救済等を図ることが望ましいとの意見も多く寄せられたところでございます。

また、審判所の審理の中立性・公平性を向上させるため、国税庁出身者が多くを占める国税審判官につきましては、より多くの民間実務家の登用が必要であるとの意見で一致しているところでございます。

3番目に、番号制度につきましては「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」において、現在、府省横断的な検討が別途行われているところでございますが、論点整理の議論におきましては、租税特有の問題も考慮しながら、次のような点について意見の一致をみております。

1番目に、社会保障の充実・効率化等のメリットが認められ、プライバシー保護にも十分な配慮がなされるとの前提で、番号制度を導入すべきであるということ。

2番目に、課税の適正化や社会保障制度の充実・効率化のためには、所得捕捉の精度向上のために、法定調書の範囲の拡大が必要であるということでありまして。こうした点については、意見の一致をみたところでございます。

以上、簡単でございますが、論点整理の内容について御説明をさせていただきました。

最後に、座長個人として一言だけ申し上げておきたいと思っております。昨年の税制改正大綱は、権利憲章の制定という用語を用いておりますので、このことは何らかの実定法規範の制定を意図されているのだらうと思っておりますが、そのような憲章が制定され、租税手続法制が約半世紀ぶりに見直されるのであれば、納税者の政府に対する信頼は著しく高まるだらうと思っておりますし、政府への信頼向上は今後の税制改正に向けて積極的な役割を果たすと信じているところでございます。

先ほど、納税環境整備PTが設置されることのお話がありましたが、今後の検討におかれましては、是非ともこの論点整理を踏まえて大綱にふさわしい改革案の具体化に向けての御検討をお願いできればと存じます。

どうかよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。神野委員長、三木座長を始め、専門家委員会、小委員会の方々におかれましては、お忙しい中精力的に議論をしていただき、この場をお借りして感謝を申し上げます。

ただいまの報告につきまして、何か御意見があれば、どうぞお話しください。

よろしいでしょうか。今後この論点整理も踏まえつつ、P Tを始め、税制調査会で具体的な検討を行っていきたいと思います。なお、本論点整理につきましては、本日の税制調査会終了後、対外的に公表することとさせていただきたいと思います。

本日の会議は以上で終わります。本日の会議については、この後、私、尾立財務大臣政務官、鈴木総務副大臣、逢坂総務大臣政務官、神野専門家委員会委員長、三木納税環境整備小委員会座長で記者会見を行うことにしています。場所は、財務省記者会見室において、今から20分後、18時20分目途で行います。

次回日程は、改めて開催通知をお送りしたいと思います。本日は御参集、ありがとうございました。散会いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。